

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 申込者名及びその連絡先
- (4) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- (5) その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理し

宿泊約款

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊約款

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

宿泊約款

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、宿泊施設もしくは宿泊施設従業員に対し、身体的な攻撃（暴行、傷害）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）、土下座の要求等、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当な行為、あるいは不当な割引、契約にない送迎等、過剰なサービスを要求等合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様の行為を当ホテル、他ホテルで行ったと認められたとき。（旅館業法施行規則第5条の6）（宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 厚生労働省令（旅館業法第5条「特定要求行為」）で定める規定、及び都道府県が定める旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

（宿泊契約締結の拒否の説明）

第5条の2 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

宿泊約款

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後11時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

宿泊約款

- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が、特定感染症の患者等であるとき、もしくはそのほか感染により罹患するおそれがある疾病にかかっているとき。
- (5) 宿泊客が、宿泊施設もしくは宿泊施設従業員に対し、身体的な攻撃（暴行、傷害）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）、土下座の要求等、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当な行為、あるいは不当な割引、契約にない送迎等、過剰なサービス等合理的な範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様の行為を当ホテル、他ホテルで行ったと認められたとき。（旅館業法施行規則第5条の6）（宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 厚生労働省令（旅館業法第5条「特定要求行為」）で定める規定及び都道府県が定める旅館業法施行条例の規定に該当するとき。

宿泊約款

- (8) 指定場所以外での喫煙、寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
- 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊契約解除の説明）

第7条の2 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
 - (3) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

宿泊約款

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝12時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過1時間までは、室料相当額の20%

(2) 超過2時間までは、室料相当額の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

宿泊約款

(料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室

宿泊約款

が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

宿泊約款

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れている場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め1か月間保管し、その後廃棄、又は最寄りの警察署に届けます。飲食物・雑誌類及び衛生環境を損なう懸念がある物品、その他廃棄物に相当する物品は、保管期間内であっても、翌日に処理いたします。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊約款

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 1 2 条第 1 項関係)

		内 訳
宿 泊 客 が 支 払 う べ き 総 額	宿 泊 料 金	・ 基本宿泊料（室料）
	追 加 料 金	・ 追加飲食料(朝・夕・その他飲食料) ・ その他利用施設の定めるサービス料等
	税 金	・ 消費税

備考 1 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。

2 子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供したときは大人料金の 1 0 0 %、寝具及び食事を提供しない幼児については、無料とします。

宿泊約款

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

(一般客・1室あたりの違約金)

予約取り消しの日時	第1日目の宿泊料金に対する割合
宿泊日当日正午以降・不泊	100%

(団体客5室以上9室まで・1室あたりの違約金)

予約取り消しの日時	第1日目の宿泊料金に対する割合
宿泊日の3日前	50%
宿泊日の1日前・不泊	100%

(団体客10室以上29室まで・1室あたりの違約金)

予約取り消しの日時	第1日目の宿泊料金に対する割合
宿泊日の14日前	30%
宿泊日の10日前	50%
宿泊日の7日前・不泊	100%

(団体客30室以上・1室あたりの違約金)

予約取り消しの日時	第1日目の宿泊料金に対する割合
宿泊日の30日前	30%
宿泊日の14日前	50%
宿泊日の10日前	100%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

利用規約

当ホテルでは、ホテルの品位を保ち、お客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づき、下記の通り利用規則を定めております。

この規則をお守りいただけない場合、宿泊約款第7条1項により、宿泊又は館内施設のご利用をお断りいたします。

また、この規則をお守りいただかず生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

1. ご到着後直ちに客室入り口ドアの内側に掲示してある避難経路図、及び各階の非常口をご確認ください。
2. 客室内及び廊下では、火災の原因となるような行為はなさないでください。
3. 客室内及び廊下では、ホテルの許可なく暖房用・炊事用等の火気、キャンドル等をご使用ならないでください。また、客室内への調理家電のお持ち込み、使用・調理は固くお断りいたします。
4. 高声・放歌または喧騒な行為その他で、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をおよぼしたりすることはなさないでください。

利用規約

5. 下記の物品は、他のお客様のご迷惑になりますのでお持ち込みはお断りさせていただきます。
 - (1) 動物、鳥類(ペット類)、爬虫類
 - (2) 火薬、揮発油その他発火、引火しやすいもの
 - (3) 悪臭を発するもの
 - (4) 常識的な量を超える物品
 - (5) 法により所持を許可されていない鉄砲・刀剣・危険ドラッグ・覚せい剤等、
6. 未成年のみのご宿泊は、保護者の同意のない限りお断りさせていただきます。
7. ご滞在中外出される際には、施錠をご確認ください。在室中、就寝時はドアの掛金をお掛けください。
8. ご訪問客との客室内でのご面会をご遠慮願います。1階ロビー、又は1階フリースペースをご利用ください。
9. 客室は宿泊以外の目的にご使用なさないでください。
10. ご滞在中の現金・貴重品の保管は、フロントで承ります。フロントへお預けいただかず発生した紛失・盗難事故等が、当ホテルの過失が認められない場合、ホテルでは一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

利用規約

11. カードキーはチェックアウトの際、必ずご返却ください。紛失の際は実費費用負担をお願いしております。
12. お忘れ物は発見した日から一定期間ホテルで保管し、その後は遺失物法に基づいてお取扱いさせていただきます。
13. 館内では他のお客様に広告宣伝物の配布や物品の販売をすることはお断りさせていただきます。
14. 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をなさらないでください。
15. 館内の諸設備及び諸物品についてのお願い。
 - (1) その目的以外の用途にご使用なさらないでください。
 - (2) ホテルの外へ持ち出さないでください。
 - (3) 他の場所へ移動したり加工したりしないでください。
16. 館内外の諸設備・備品の汚損・破損・紛失については、実費を申し受けます。
17. 建物の外観を損なうような品物を窓にお掛けになることはご遠慮願います。
18. ご滞在中、フロント会計からの勘定書の提示がございましたら、その都度お支払いください。

利用規約

19. ホテル外から飲食物等をご注文の際、お支払いや受け取りは1階ロビーにて行ってください。
20. ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください。